

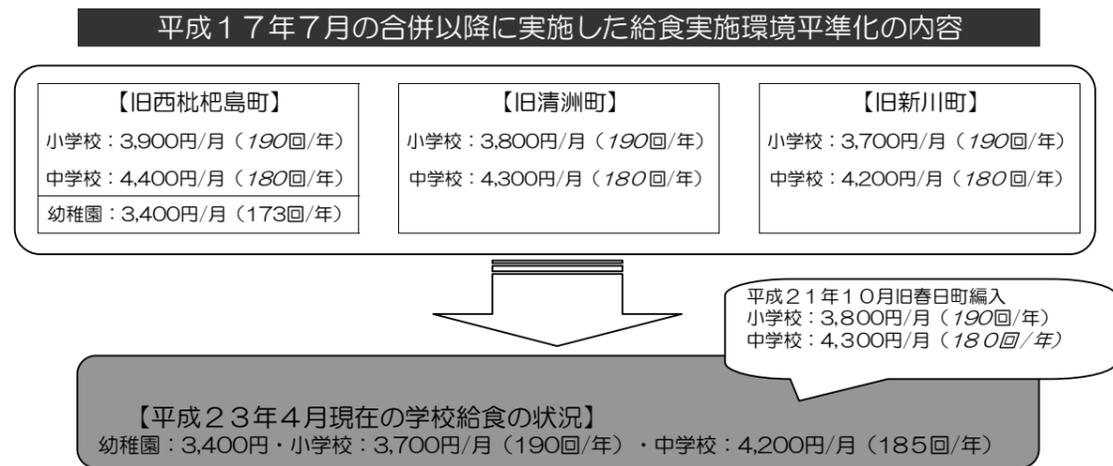
学校給食費（幼稚園を含む）の改定について

学校給食は、小中学校の児童生徒に対して、食に関する正しい知識や習慣を体得してもらう「食」に関する指導で「生きた教材」となることや、成長著しい時期である子どもたちの心身の健全な発達のために提供していくことを目的として実施している。

しかしながら、合併以降、基本物質の値上げやより安全な国内産の物資への切り替え、中学校における給食回数の増加、学校給食摂取基準改定による摂取カロリーの増加がありました。また平成26年4月から消費税の3%増税されます。児童生徒に必要な栄養基準量を満たし、魅力ある給食の提供が大変困難となっていくため、学校給食費の改定を行い、今後も安全でおいしい給食を子どもたちへ提供していくこととしたい。

1 本市学校給食のこれまでの状況

本市の学校給食は、平成17年7月の3町合併時に、それまでは各町で異なっていた学校給食費の額や実施回数を市内小中学校の全児童、生徒に均一した内容の給食を提供していくため、次のような統一を図ってきた。



このような給食費と実施回数の統一を図ってきたことによって、環境面の平準化は図ることができたが、給食費が減額となったことから、食材購入に対しても多大な影響が生じた。

2 本市学校給食における現状

これまでの本市の学校給食費は、月額で小学校が3,700円、中学校が4,200円となっており、全国の平均額と比較しても低い水準で設定されていることから、学校給食摂取基準に必要な栄養価を十分に満たす給食を提供し続けていくことが困難な状況にある。

区分	小学校	中学校
21年度	4,116円	4,682円
22年度	4,136円	4,707円

※ 平均月額は、文部科学省の学校給食実施状況調査による

区分	小学校	中学校
21年度	3,903円	4,575円
22年度	3,923円	4,600円

※ 平均月額は、学校給食実施状況調査（学校給食費調査）による

3 学校給食費の改定

学校給食法第11条第2項では、学校給食の実施に必要な経費のうち、設置者である市が負担すべき経費（施設及び設備に要する経費や従事する職員に要する給与その他の人件費）を除き、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とすることが定められているので、本市の場合も、食材の購入費用のみを給食費として児童生徒の保護者に負担していただいている。

このことから、今回の給食費改定にあたっては従前のおり食材の購入費用のみを給食費として児童生徒の保護者に負担いただく前提により、次のとおり平成26年4月分から改定することとしたい。

区分	幼稚園	小学校	中学校
金額		3,900円/月	4,500円/月

平成26年4月分から

学校給食費の改定積算根拠

品名	単位 円		
	18年度	25年度	差額
牛乳	41.66	46.62	4.96
白飯（小）	45.89	50.83	4.94
白飯（中）	54.54	57.07	2.53
標準パン（小）	38.71	41.19	2.48
標準パン（中）	41.95	45.36	3.41
ソウト麺（小）	39.33	46.78	7.45
ソフト麺（中）	43.66	50.33	6.67

学校給食実施基準充足度（エネルギー）

調達物資の価格上昇に対応する献立の工夫も限界を極め、この状況はますます深刻なものとなり、学校給食実施基準〔エネルギー〕の充足率の低下を抑えることができなくなります。

平成20年10月「学校給食摂取基準」が改定、小学校10キロカロリー-1、5パーセント、中学校20キロカロリー-2、4パーセント改定されました。

【備考】

- ①消費税分： 小 3,700円×108/105=3,805.7円(105.7円↑) 中 4,200円×108/105=4,320.0円(120.0円↑)
- ②基本物資の値上がり分 小 9.9円×190回÷11=171.0円 中 7.49円×185回÷11=125.9円
- ③平成20年10月カロリー増分 小 3,700円×1.5%=55.5円 中 4,200円×2.4%=100.8円
- ④給食回数増： 中 180回→185回 4,200円÷180回×5日=116.6円
- <①+②+③+④> 小 105.7+171.0+55.5=332.2 中 120.0+125.9+100.8+116.6=463.3

関係法令（抜粋）

- 学校給食法（昭和29年法律第160号）
（経費の負担）
第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。
- 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。
- 学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）
（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）
第2条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第11条第1項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。
(1) 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条（同法第49条及び第82条において準用する場合を含む。）又は第69条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあっては、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。
(2) 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費